

(報告事項)

○令和５年度健全化判断比率等の状況

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も基準を下回っているため、“健全である”といえます。

《健全化判断比率》

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	—	—	8.7	—
早期健全化基準	14.52	19.52	25.0	350.0

※ 「—」表示は、赤字額がないことを表す。

《資金不足比率》

(単位：％)

区 分	対象となる会計	資金不足比率	備 考
比 率	下水道事業特別会計	—	268,524 千円
経営健全化基準		20.0	

※ 「—」表示は、資金不足額がないことを表す。

※ 「備考」欄は、資金不足比率の算定に用いた事業の規模である。

○健全化判断比率等に関する用語の説明

用 語	説 明
財 政 健 全 化 法	平成１９年５月２５日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体は、平成１９年度決算数値から、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表することになった。 この法律は、現行の財政再建団体制度の５０年ぶりの見直しであり、現行制度でいわゆる「夕張市問題」に十分に機能しなかったことを踏まえ、その問題点を改善した制度ともいえる。
健 全 化 判 断 比 率	実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の４指標をいう。この指標のいずれかが基準以上になったときは、財政健全化計画又は財政再生計画を定め、財政の健全化を図らなければならない。
実 質 赤 字 比 率	一般会計等（昭和町では一般会計と渇水対策事業特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連 結 実 質 赤 字 比 率	全会計を対象にした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等（昭和町では一般会計と渇水対策事業特別会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。（過去３年間の平均）
将 来 負 担 比 率	一般会計等（昭和町では一般会計と渇水対策事業特別会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
早 期 健 全 化 基 準	財政健全化計画を定めなければならない健全化判断比率の基準で、標準財政規模により定められている。 ・実質赤字比率 １５％ ・連結実質赤字比率 ２０％ ・実質公債費比率 ２５％ ・将来負担比率 ３５０％
財 政 再 生 基 準	財政再生計画を定めなければならない再生判断比率の基準。 ・実質赤字比率 ２０％ ・連結実質赤字比率 ３０％ ・実質公債費比率 ３５％
標 準 財 政 規 模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、普通交付税の算定により算出される。
資 金 不 足 比 率	公営企業（昭和町は下水道事業特別会計が該当）の健全化指数は、資金不足比率（資金の不足額／事業の規模）を用いる。 資金不足比率が２０％（経営健全化基準）以上のときは、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図らなければならない。